

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部大磯町在宅医療多職種連携会議の項の次に次のように加える。

大磯町地域福祉計画策定委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく地域福祉計画の策定、改訂に関し調査審議を行うこと。	17人以内
----------------	---	-------

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表在宅医療多職種連携会議委員の項の次に次のように加える。

地域福祉計画策定委員会委員	日額 6,500円	同上
---------------	-----------	----

令和4年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄